

ID: 217

担当部署: 建設水道課

処分の概要	手数料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	村田町上水道給水条例 第35条		
例 規 番 号	平成10年条例第13号		
【基準】			
<p>第35条の規定による。 (手数料)</p> <p>第35条 手数料は、次の各号の区分により、申込者から申込みの際、これを徴収する。ただし、管理者が、特別の理由があると認めた申込者からは、申込後、徴収することができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 管理者が給水装置工事の設計をするとき 1件につき 1万円 (2) 第8条第1項の指定をするとき 1件につき 3万円 (3) 法第25条の3の2第1項に規定する指定の更新をするとき 1件につき 1万円 (4) 指定給水装置工事事業者証の交付及び再交付をするとき 1件につき 3,000円 (5) 第8条第2項の設計審査(材料の確認を含む。)をするとき 1回につき 3,000円 (6) 第8条第2項の工事の検査をするとき 1回につき 2,000円 (7) 第24条第2項の消防演習の立会いをするとき 1回につき 2,000円 (8) 第38条第2項の確認をするとき 1回につき 1万円 (9) 国道及び県道内給水管埋設占用許可申請料 1件につき 1万円 (10) 開閉栓をするとき 1回につき 500円 			
備考			
設 定 年 月 日	令和3年4月2日	最 終 変 更 年 月 日	年 月 日